



## 札幌医科大学における女性職員の活躍推進に関する 一般事業主行動計画

本学では、「女性の職業生活における活躍推進に関する法律」第8条第1項の規定に基づき、男女共に職業生活と家庭生活の両立を図ることができるような、働きやすい職場環境を整え、職員一人ひとりがその能力を最大限に発揮することにより、女性の活躍をさらに推進するため、次のとおり行動計画を策定する。

### 1. 計画期間

令和3年4月1日～令和7年3月31日

なお、必要に応じて本計画の見直し等を行うこととする。

### 2. 本学の課題

採用した職員に占める女性の割合に鑑み、管理職に占める女性の割合が低い

本学においては、採用女性割合が過半数を超えていることから、女性の個性と能力を十分に発揮できるよう、管理職に占める女性の割合を引き上げることとし、役付職員への登用を見据えた人材育成や職場環境づくりに努める。

### 3. 目標

- ・管理職に占める女性の割合を22.0%以上とする。
- ・育児休業取得率を女性概ね100%及び男性10%、平均取得期間を女性12か月以上及び男性1か月以上とする。

### 4. 取組内容

人材育成に関する取り組みや、家庭と仕事の両立を支援する職場環境づくりを推進する。

- (1) 役付職員への登用を見据えた人材育成の強化を図る。
  - 令和3年4月～
    - ・人事評価制度の活用により、職責に応じた業務能力の向上を図る。
    - ・マネジメント研修等の人材育成に繋がる研修の実施及び受講しやすい環境づくりに努める。
- (2) ワーク・ライフ・バランスを充実させるため、時間外勤務の削減に努める。
  - 令和3年4月～
    - ・各月において、ノー残業デーを設定する。
    - ・時間外勤務削減の強調運動月間等を設定する。
    - ・毎月、前月分の時間外勤務の業務内容を検証する。
    - ・係内での業務分担の調整など職場環境の改善を図る。
    - ・定時退勤を積極的に呼びかけるなど、職場全体で時間外勤務削減に対する意識の醸成に取り組む。
- (3) 育児参加への啓蒙と働きやすい職場環境づくりを推進する。
  - 令和3年4月～
    - ・「職員のための子育てサポートブック」等を活用し、子育て関連制度の周知を図る。
    - ・子育てに関する各種制度の理解促進や、仕事と家庭の両立への意識啓蒙を図るため、管理職員による職場での適切な指導・助言等や、職員の意識向上に向けた職場の雰囲気作りに努める。